

富山県 2025 年大阪・関西万博波及効果拡大事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和 37 年富山県規則第 10 号。以下「規則」という。）第 21 条の規定に基づき、富山県 2025 年大阪・関西万博波及効果拡大事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助金の交付）

第 2 条 知事は、2025 年日本国際博覧会（以下「2025 年大阪・関西万博」という。）の開催による本件への波及効果を拡大する取組みに対し、予算の範囲内において、この要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

（補助対象団体）

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体（以下「補助事業者」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

- （1）政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としない団体
- （2）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の統制下でない団体

（補助対象事業）

第 4 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

- （1）以下のいずれかに該当するもの
 - ①大阪・関西万博の県内における機運醸成
 - ②富山県が出展予定のテーマウィーク「健康とウェルビーイング」への来場促進
 - ③万博開催効果の本県への誘引が見込まれるもの
- （2）広く集客が見込まれるもの
- （3）補助事業の効果測定を行うもの
- （4）当該年度の 2 月末日までに事業が完了するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助金の交付の対象としない。

- （1）本県の他の補助金等の交付を受けるもの
- （2）専ら営利を目的としたもの
- （3）政治的、宗教的なもの
- （4）公の秩序又は善良な風俗を害し、又は害するおそれがあるもの
- （5）その他、活動の内容が補助にふさわしくないと認められるもの

（交付の対象経費及び補助率等）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業を行うために必要な経費に限る。補助対象経費、補助率及び補助金の限度額は、次の表のとおりとする。

2 補助対象経費が 100 千円未満の場合は、補助金交付の対象としない。

- 3 補助金の額は、次の表に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に補助率を乗じて得た額又は補助金の限度額のいずれか低い額とし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

補助対象経費	内容	補助率、補助金の限度額
報償費	講師・出演者等への謝礼	補助率： 補助対象経費の2分の1以内 補助金の限度額： 250千円/事業
旅費	講師・出演者等の交通費、宿泊費	
消耗品費	PRグッズ作成費、事務用品等	
印刷製本費	チラシ・アンケート作成費、看板作成費等	
役務費	通信費、郵便費、保険料、資材運搬費等	
使用料 賃借料	会場や施設の使用料、機材等の賃借料、車両借上料等	
その他	上記以外の経費で、特に必要と認められる経費	

※1 領収書等の支出内容を明確に証することができる書類により、その支出を確認できるものに限る。

※2 補助対象外となる経費

- ・補助事業者及びその構成員又は補助対象事業の構成員に対する人件費及び報償費
- ・補助事業者の経常的な運営経費（事務所等賃借料、光熱水費、通信費等）
- ・特定の企業や個人等に対する賞金・賞品代、飲食代等の給付経費
- ・施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの
- ・交付決定前に要した経費
- ・この補助金の目的に照らして、交付対象とすることが妥当でないと認められるもの

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、規則第3条の規定により、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、別に定める期日までに知事に提出するものとする。

- （1）事業計画書（様式第2号）
- （2）補助事業者概要書（様式第3号）
- （3）収支予算書（様式第4号）
- （4）その他必要と認められる資料

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費を変更する場合には、補助事業者は、あらかじめ変更承認申請書(様式第5号)を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次条に定める軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、補助事業者は、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を知事に提出し、その承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業者は、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。
- (4) 補助事業に係る会計帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、これに係る補助金相当額を県に返還しなければならないこと。

(軽微な変更)

第9条 前条第1号ただし書きの規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業目的及び事業の基本的部分を変更すること。
- (3) 事業費の20%以上の変更をすること。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後30日以内又は補助金の交付決定のあった日が属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定により、実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。なお、事業の特性等の理由で上記期限に間に合わない場合はその旨県へ連絡を行うものとする。

- (1) 実施報告書(様式第8号)
- (2) 収支決算書(様式第9号)
- (3) 補助事業の成果物
- (4) 支出の内容や根拠を示す資料
- (5) その他必要と認められる資料

(補助金の概算払)

第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合は、補助金の概算払をすることができるものとする。

- 2 補助事業を行う者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に

通知するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 13 条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書(様式第 11 号)により知事に報告しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税額を補助対象経費に含めない場合は、この限りではない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

(交付決定の取消)

第 14 条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途へ使用する等その補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 15 条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の執行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 11 日から施行する。